

報告第3号	専決処分事項の報告及びこれの承認を求めることについて (三田市市税条例の一部を改正する条例の制定)
税務課	東日本大震災により住宅や家財等に受けた損失の雑損控除について、通常次年度の課税に反映するものであるが、被害の甚大さに鑑み今年度の市県民税から控除できるよう地方税法の一部を改正する法律が平成23年4月27日に公布、施行された。これに伴い、当該条例についても早急に改正する必要性が生じたため同日付で専決処分したのでこれの承認を求めるもの。
<p>【根拠法令】 地方税法の一部を改正する法律（平成23年法律第30号）</p> <p>【改正趣旨】 地方税法の一部を改正する法律が平成23年4月27日に公布、施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正しようとするもの</p> <p>【改正内容】 ◆個人市民税の雑損控除の特例（付則第22条関係） ●東日本大震災により住宅や家財等に受けた損失の雑損控除について、平成23年度個人市民税での適用を可能とする。 ～雑損控除とは～ ・自然災害や盗難によって住宅や家財に損害があったときに、所得控除されるもの。 ・損害の原因と認められるものは、風水害、冷害、雪害、落雷、地震などの自然災害や火災、火薬の爆発などの人的災害である。 ・その他盗難、横領や害虫による損害も含まれる。</p> <p>【施行期日】 公布の日（平成23年4月27日）</p>	